

大阪市固定資産評価審査委員会告示第1号

大阪市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

大阪市固定資産評価審査委員会

委員長 若木 香織

大阪市固定資産評価審査委員会規程（平成24年大阪市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(口頭による意見陳述)</p> <p>第15条 委員会は、<u>申出人に法第433条第2項</u> <u>ただし書きに規定する口頭で意見を述べる</u> <u>機会（以下「口頭による意見陳述」という。）</u> <u>を与えるときは、その日時及び場所を指定</u> し、申出人に文書で通知しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>3</u> [削除]</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>[2～5 略]</p> <p>6 委員会は、口頭審理を終了するに先だっ て、<u>審査申出人に対して、意見を述べ、か</u> <u>つ、必要な資料を提出する機会を与えなけ</u></p>	<p>(口頭による意見陳述)</p> <p>第15条 委員会は、<u>口頭による意見陳述を行</u> <u>う場合は、その日時及び場所を指定し、申</u> 出人に文書で通知しなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 前項の取下げは、書面でしなければなら ない。</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第16条 [同左]</p> <p>[2～5 同左]</p> <p>6 委員会は、口頭審理を終了するに先だっ て、<u>口頭審理の出席者に対して、意見を述</u> <u>べる機会を与えなければならない。</u></p>

ればならない。

[7 略]

(交付手数料の減免)

第19条の4 市税条例第110条第1項に規定する交付手数料の減額又は免除を受けようとする申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

[2 略]

(決定の手続)

第21条 [略]

[2 略]

3 法第433条第11項において準用する審査法第51条第2項ただし書に基づき決定を公示の方法により送達するときは、委員会が決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を市役所の掲示場に掲示し、又はその旨を委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日の翌日から起算して2週間を経過した時に決定書の謄本の送付があったものとみなす。

(委員長の専決)

第31条 [略]

[7 同左]

(交付手数料の減免)

第19条の4 市税条例第79条の4第3項に規定する市税条例第110条第1項に規定する交付手数料の減額又は免除を受けようとする申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

[2 同左]

(決定の手続)

第21条 [同左]

[2 同左]

3 法第433条第11項において準用する審査法第51条第2項ただし書に基づき決定書を公示の方法により送付するときは、委員会が決定書の謄本を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示し、かつ、その旨を大阪市公告示式条例（昭和25年大阪市条例第50号）第2条に定める大阪市公報に掲載するものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過した時に決定書の謄本の送付があったものとみなす。

(委員長の専決)

第31条 [同左]

<p>〔1〕 略]</p> <p>〔2〕 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条に基づく決定に関すること</u></p> <p>〔3〕 法第434条の2の規定に基づき大阪市を代表する事項に関すること</p> <p>〔4〕 委員会の運営に関すること（総会を招集することができないやむを得ない理由がある場合に限る。）</p> <p>〔5〕 照会及び回答に関すること（次条第1項第1号に該当するものを除く。）</p> <p><u>（電磁的記録の開示の実施方法）</u></p> <p><u>第38条 この規程に定める事項のほか、電磁的記録の開示の実施方法については、大阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する規則の例による。</u></p>	<p>〔1〕 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>〔2〕 法第434条の2の規定に基づき大阪市を代表する事項に関すること</p> <p>〔3〕 委員会の運営に関すること（総会を招集することができないやむを得ない理由がある場合に限る。）</p> <p>〔4〕 照会及び回答に関すること（次条第1項第1号に該当するものを除く。）</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、第21条第3項の規定は、令和8年5月21日から施行する。

(財政局税務部管理課)